資料３－３
（第 28 回監視円卓会議）

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（増設）に係る緊急時対応マニュアルの改訂について

前回の監視円卓会議（平成 24 年 10 月 23 日開催）にて、北海道事業所緊急時対応マニュアルの地震及び津波への対応等に係る改訂についてご報告し、その際にいただいたご意見を踏まえた修正版（室蘭港に大津波警報または津波警報が発令された場合⇒北海道太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発令された場合、中央制御室から JESCO への緊急連絡先⇒運転管理課長へ一元化、などを変更）が平成 24 年 11 月 13 日に北海道知事及び室蘭市長から承認されております。

今後、本年 6～7 月に予定している増設施設のＰＣＢ廃棄物を用いた試運転までに自衛防災組織や緊急時通報系統図等を改訂いたしますので、概要を報告します。

予定している主な改訂事項

1. 自衛防災組織について

現在の緊急時対応マニュアルでは、当初施設のみを対象として、対策本部（ＪＥＳＣＯ総務課･営業課･安全対策課主体）、指揮本部（ＪＥＳＣＯ運転管理課主体）及び消防隊（ＭＥＰＳ主体）から構成される自衛防災組織を構成している。

これを、対策本部は当初施設･増設施設共通とし、指揮本部及び消防隊は当初施設と増設施設で構成員を分けた組織に変更する。（別表参照）

2. JESCO 連絡窓口について

現在の緊急時対応マニュアルでは、災害及び緊急異常事態を発見した者は直ちに当初施設の中央制御室に通報し、通報を受けた運転管理課長と関係機関に連絡することとしている。

これを、当初施設または当初施設･増設施設の共通事項は当初施設の中央制御室経由でＪＥＳＣＯ運転管理課長と関係機関に、増設施設の異常事象は増設施設の中央制御室経由でＪＥＳＣＯ増設プロジェクトマネージャーと関係機関に通報するよう変更する。これは、夜間（17 時 00 分～翌朝 8 時 30 分）と休日も同様である。

3. 防災訓練について

現在の緊急時対応マニュアルでは、緊急通報･消火等の防災活動に係る総合訓練を年1回以上、休日夜間の緊急異常事態を想定した通報訓練又は駆付訓練を年1回以上行うこととしている。

これらの訓練を、当初施設･増設施設それぞれで年1回以上行うよう変更する。

なお、増設施設の第1回総合防災訓練をＰＣＢ廃棄物試運転開始前までに実施する。

別表

自衛防災組織表

担当名	任命される者		任務内容等
（対策本部）	【当初施設・増設施設共通】		
本部長	事業所長		防災活動の統括指揮
副本部長	所付職		本部長の補佐 本部長不在時の代行
連絡・渉外班	班長：総務課長 班員：営業課長、総務課員、営業課員		関連機関への連絡 報道関連機関への情報提供
記録班	班長：安全対策課長 班員：安全対策課員、運転管理課員、増設ＰＴ員		災害発生状況 防災活動状況等の記録
（指揮本部）	【当初施設】	【増設施設】	
本部長	副所長	増設ＰＭ	災害現場での統括指揮
副本部長	運転管理課長	増設ＰＴ員	本部長の補佐 本部長不在時の代行
技術班	班長：運転管理課員 班員：運転管理課員	班長：増設ＰＴ員 班員：増設ＰＴ員	防災活動に必要な技術情報の収集
連絡員	運転管理課員２名 運転会社員２名	増設ＰＴ員２名 運転会社員２名	情報を直接連絡するための伝令
（消防隊）	【当初施設】	【増設施設】	（運転会社にて組織）
隊長	統括作業管理者（社長）		消防隊の統括指揮
副隊長	運転部長	運転部長	隊長の補佐、隊長不在時の代行
通報班	班長：業務部長	班長：業務部長	事業所内外への緊急連絡
消火班	班長：操業技術部長	班長：操業技術部長	火災時の初期消火、延焼防止、その他防災のための工作活動
救護班	班長：安全衛生担当課長	班長：安全衛生担当課長	負傷者の救助
避難誘導班	班長：安全・品質・環境担当部長	班長：安全・品質・環境担当課長	事業所員等の避難誘導 外部防災組織（消防署等）の誘導
非常持出班	班長：業務課長	班長：業務課長	重要物件の持ち出し
ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ班	班長：分析作業長	班長：分析作業長	排気口、モニタリング地点などでのサンプリング
警戒班	班長：設備保全担当部長	班長：設備管理部長	災害拡大の警戒、外来者等の確認

（消防隊の任命される者については、当初施設は第一事業部、増設施設は第二事業部から選出する。また、消防隊の各班の人数・構成については別に定める。）